

仕様書

1 業務名 市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務

2 事業の趣旨・目的

郡山市(以下「本市」という。)は、大正 13(1924)年に市制施行し、令和 6(2024)年に市制施行 100 周年を迎える。

これを記念し、本市発展の礎となった安積疏水・安積開拓の歴史を学び、水資源の大切さや開拓者精神を次世代を担う子どもたちにしっかりと引き継ぐため、学識経験者による、かんがい施設の役割や歴史、SDGs の理念を踏まえた水循環の現状や課題を学ぶ講演を行い、その後郡山市長や安積疏水・安積開拓に関する有識者や関係者、著名人などによる安積疏水・安積開拓を題材に水資源の大切さや観光活用などについて議論し、市民や農業用施設管理者などの意識の醸成を図り、安積疏水・安積開拓を通じて新たな未来を見据えたまちづくりのきっかけづくりを目的とする。

3 市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム

(1) 日時：令和 6 年 11 月 2 日(土) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで(予定)

(2) 内容：2 部構成(想定)

・第 1 部 基調講演(午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分)

・第 2 部 パネルディスカッション(午後 2 時 30 分～午後 4 時)

(3) 場所：郡山ビューホテルアネックス

(4) 主催：郡山市

(5) 会場規模：200 名程度

(6) 対象者：市民、福島県内の農業用施設管理者、こおりやま広域連携中枢都市圏の自治体職員など

(7) 参加費：無料

※提案内容により発注者と協議のうえ決定

※会場等の確保については発注者が行う

4 委託業務内容

(1) 市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウムの企画・運営・広報

ア プログラムの企画

・本シンポジウムを通じて、未来を見据えたまちづくりのきっかけにするため、発注者が招聘する講演者とは別に安積疏水・安積開拓に関係する有識者や関係者など(発注者が想定するパネリストを参考に)3～4 人程度、及びかんがい施設等に見識の高く、特に若年層に集客力を見込める著名人(発注者が想定する著名人を参考に)を 1 人以上招聘すること。

※発注者が招聘する講演者

・渡邊 紹裕 氏(京都大学名誉教授 滋賀県在住)

※発注者が想定するパネリスト（参考）

- ・安積疏水・安積開拓に関係する有識者や関係者
- ・開成社ゆかりの関係者
- ・本シンポジウムの趣旨に理解がある大学生や高校生などの次世代を担う若者
- ・南 一郎平（疏水事業の父）の関係者

（大分県宇佐市出身、NHK朝ドラ「南一郎平」誘致推進協議会設立）

- ・郡山市長

※発注者が想定する著名人

（参考：市川 紗椰 氏：レトロ建築物が趣味）

なお、発注者が想定するパネリスト及び著名人のパネリストについては、発注者の想定であり、これにとらわれる必要はない。

- ・会場等において、安積開拓・安積疏水のパネル等を活用した情報発信等について提案すること。

イ 参加者の募集に係る事務

- ・一般募集、受付、申込リスト作成、参加案内等

参加者は事前申込制とすること。

ウ 市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウムの運営

- ・招聘する有識者等との連絡・調整
- ・出演者（講演者・パネリスト）の出演料支払（交通費や宿泊費含む）
- ・司会者の手配、謝金等支払
- ・一本の水路ブランド認証産品販売ブースの設営（出品・販売は発注者で行う）
- ・パネル展示コーナーの設営（素材は発注者で準備する）
- ・会場使用料の支払
- ・会場設営及び撤去
- ・司会進行・管理運営（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等資料の作成含む）
- ・受付・案内・誘導
- ・安全管理
- ・イベント保険への加入と保険料の支払
- ・参加者へのアンケート実施・回答収集・分析など

アンケートについては、さまざまな立場における満足度・要望などが聴取できるよう工夫すること。また、できる限り多数の回答回収に努めること。

- ・当日配布資料等の作成

すべての配布資料等（アンケート含む）については、発注者と協議のうえ決定すること。

- ・Web（ユーチューブ、ズーム等）での生配信
- ・実施報告書、記録写真及び原稿おこしの作成

主催者のウェブサイトに掲載する予定

エ 広報・宣伝活動

- ・ 広報用ポスター、チラシのデザイン作成・印刷(チラシは4,000部目途)
 チラシ等の発行部数等は、提案内容により発注者と協議のうえ予算の範囲内で決定する。
- ・ 本シンポジウムへの集客はもちろんのこと、安積開拓・安積疏水について広く周知するため、上記以外(SNS、新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオ等)の広報活動で有効なものを必ず2つ以上実施すること。(できるだけ多く実施することが望ましい。)
- ・ 印刷物等については、必ず市制施行100周年記念のキャッチフレーズ及びロゴマークを記載すること。
- ・ 若年層も参加できる取組広報を行うこと。
- ・ 本市が設置した市内各界各層(22名)で構成する「郡山市制施行100周年記念事業プロモーション委員会」(以下、「委員会」という。)において説明を求められた場合には、必要に応じて資料の作成や委員会で説明すること。

(2) その他

- ・ 市制施行100周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウムの効果をより高めるための取り組みがあれば提案すること。
- ・ パネルディスカッションや会場内において、集客の見込める魅力がある演出などがあれば提案すること。
- ・ 打合せしたすべての会議記録等を作成し提出すること。(電話やメール等も含む)

(3) 成果物の提出

- ・ 広報チラシ(紙ベース及びデータ)
- ・ 広報用ポスター、チラシ以外で実施した広報活動の詳細が分かる資料等(紙ベース及びデータ)
- ・ 事前の参加者名簿
- ・ 出席状況の最終的なとりまとめ(紙ベース及びデータ)
- ・ 配布資料等(紙ベース及びデータ)
- ・ アンケート回答票(回収したもの・原紙)
- ・ アンケート分析結果(紙ベース及びデータ)
- ・ シンポジウム開催の記録・議事要旨、原稿おこし(紙ベース及びデータ)
- ・ 開催状況等の画像等
- ・ 打合せ会議記録等(電話やメール等も含む)

(4) 事業報告書の作成

当事業の広報等に使用するため、事業内容をテキスト、写真等を使って分かりやすくまとめた事業報告書を作成し、データと合わせて事業終了後、発注者へ速やかに提出すること。

5 その他留意事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受注者と発注者が協議のうえ、決定すること。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- (4) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- (5) 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (6) 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (8) 受注者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用しない。
- (9) 提案された内容全てにおいて、実施することは確約するものでなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (10) 受注者が本業務によって発注者または第三者に損害を与えたときは、受注者が賠償の責任に任ずること。